

令和4年3月7日(月)

開会 (9:56)

○小野徳重委員長

開会宣言。出席委員が10名であり定足数に達し、会議が成立した旨、宣言。当委員会に審査を付託された案件は、「補正予算」1件、「条例の一部を改正する条例」1件の計2件である。

議案の審査に入る前に、副市長よりあいさつ願いたい。

○高橋副市長

おはようございます。本県に出ているまん延防止等重点措置が昨日終了したところだが、新潟県では引き続き警戒態勢を維持するようにとのことで、3密の回避や飲食を伴う会合については慎重にとのコメントが出ている。当市においても一昨日、感染者が10人と多くの方が感染判明している状況にある。市民の皆様にも引き続き警戒体制を続けていただきたい。さて、胎内スキー場ですが、今年は降雪に恵まれ1月3日から営業している。昨日現在で、来場者数が約76,000人。昨シーズンの合計来場者数が72,000人だったので、昨日段階ですでに4千人上回っている。昨日で風倉エリア、裏側の営業を終了し本日からは前の方だけ、カモシカゲレンデ、中央ゲレンデの営業になる。あと1週間の営業で終了予定。収支を見ると昨年より4千人来場者が増えているものの売上は昨年と同じくらいに落ち着くのではと予測している。コロナ禍の中にあってもこれだけの方に来場いただけたことはたいへんよかった。また、スキー場が感染源になってコロナが発生したことや従業員がコロナに感染したということが、シーズン初めに駐車場係の若いアルバイト学生が感染したことがあったもののそれ以外は無く良かったと考えている。本日は案件が2件だがよろしく審議願いたい。

**議第17号 令和3年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計補正予算（第2号）**

**榎本農林水産課長説明**

歳入歳出予算の総額から、それぞれ125万円を減額し、その総額を1億4,972万9千円とするもの。歳出では、第1款農林水産業費1項1目鹿ノ俣発電所費12節委託料において、125万円を減額した。これは予定していた発電機設備点検整備業務委託の金額が確定したことによるもの。一方、歳入では、第2款繰入金1項1目鹿ノ俣発電所運営事業基金繰入金で、歳

入財源の不足から1,875万円を繰り入れている。第4款諸収入の雑入を2千万円減額した。これは、8月の送水管破損の修復工事が11月中旬で完了したが、通水後本年度予定の発電設備点検整備を実施したため、11月22日までの約3か月半発電を行えなかったことから売電収入を減額したものの。

## 質疑

○羽田野孝子副委員長

故障は前にきいていたところであるが、どのような故障だったのか。それは防げないものだったのか。

○榎本農林水産課長

故障個所については、上の砂防ダムから取水を行って下の発電所まで1,200ミリの送水管が来ているが、要因的には土の中に埋められているがおそらく管に石などが当たっていて少しずつ動いてきて、そこから漏水したのではないかとの理由で送水管が破裂した状況であった。

○羽田野孝子副委員長

そのうちFITで売電額が下がることになるかと聞いている。技術者も高齢だと聞いているが、今後存続にあたっての計画は。

○榎本農林水産課長

FITについては、令和4年度で終了して売電単価が約30円から8、9円くらいの1/3くらいになるが、運営自体は下がっても可能だと判断している。また、技術者については、職員1名と委託1名いるが、受託者は70歳近い。職員も定年にはなったが再任用でいるが、その方をお願いできれば一番いいが、いない場合は県のダム事業の経験者などを探さることになる。新たに免許を取ることは難しいと思うので、代わりの人を探していくことになる。

## 自由討議

無し

## 採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

## 議第24号 胎内市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

### 田中地域整備課長説明

道路法の一部改正により、新潟県道路占用料徴収条例の一部が改正され占用許可を受けて自動運行補助施設を設置する場合の占用料を定め別表に追加された。市の別表を改正するもので新旧対照表で説明する。25 ページ下から8行目で旧の方「法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設」の第3号に自動運行補助施設が加えられ、左の新で「法第32条第1項第3号に掲げる施設」とし、「自動運行補助施設法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による辺地の対象として設置する導線その他の線類。道路構造又は交通の状況を表示する標示注その他の柱類。その他のもの。」を追加した。その次の行で「法第32条第1項第4号に掲げる施設」とし、それ以外の部分に改正は無い。自動運行補助施設とは、電磁誘導線や磁気マーカー等を使用して運行を補助するもの。電磁誘導線のイメージは、ゴルフ場で使用されているカートと同様で、道路下に電線を埋設してその上を自動車が走行するもの。

磁気マーカーのイメージは、道路下に一定間隔で磁気マーカーを埋め込みその上を自動車が走行するもの。現在国で実証実験段階で詳細についてはまだ知らされていない。今後進むであろう自動運行の受け皿として改正するもの。

### 質疑

○八幡元弘委員

新潟県ではどこかでやっている事例はあるのか。

○田中地域整備課長

新潟県においても、おそらく国でもまだ例はないと思う。実証実験で新潟県では長岡市の山古志地区で実験が行われたと県から聞いたが内容はわからない。

○渡辺栄六委員

市道に関する占用料であるが、県道や国道も自動走行する車が走ることになれば占用料があると思うが、国道、県道に対して市道の料金はどのような感じなのか。

○田中地域整備課長

自動運行の占用料は県と同額で設定している。県はおそらく国の方から定めていると思うが、そこまで把握していない。

○渡辺宏行委員

今条例を定めるとのことだが、実証を行っているのは山古志。これから先10年後、20年後辺りで乗用カートのようなものとのことだが、だいたい10年後を見据えてのことなのか。それともいつの時代かわからない事なのか。

○田中地域整備課長

申し訳ありません。国ではどのくらいのスパンで考えているのかわかりません。また、自動運行がどこまで進んでいるかもわかりません。

○渡辺宏行委員

そうだと思う。今条例を改正するという事は、ある程度先が見えてきているということで条例改正されると思う。そうでなければ、今条例を改正することにはならないと思うが、そのようなことから質問をした。

## 自由討議

無し

## 採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

(執行部退席 10:14)

○小野徳重委員長

その他で皆さんから何かないか。(なし)事務局から。

○坂井議会事務局長

ありません。

○小野徳重委員長

その他の案件がないので、以上でまちづくり常任委員協議会を閉会する。

閉会（10:16）